

## 第20回 白梅保育セミナー

# いま保育に問われていること ～新制度を目前に、私たちの保育を考える～

2014年12月7日(日)

第20回保育セミナーは、12月7日(日)、本学J棟を会場に開催された。テーマは「いま保育に問われていること～新制度を目前に、私たちの保育を考える～」とした。全体講演3つ、分科会2つのプログラムで、学びの熱気が溢れる一日となった。定員を超える多数の申込みがあったため、スクリーン受講の別会場を用意した。

教育・福祉研究センター運営委員の松本を責任者として、松永(こども学科)、林(同)、佐久間(発達臨床学科)、源(保育科)、長井(同)の各氏に、セミナー運営委員として協力いただき、計画・準備にあたった。当日は、講師として汐見、無藤、西園の各氏にご登壇いただき、また震災問題をとりあげた全体会Ⅲについては、高田文子氏に講師との折衝や当日の進行を担当していただいた。また、セミナーの宣伝チラシのデザインは杉山貴洋氏にお願いした。

このように、皆様の協力でセミナーは実施され、全体として成功裏におわった。保育をめぐる複雑で厳しい状況のなかで、あれも必要これも必要と、盛りだくさんの内容を詰め込みすぎたかもしれないという反省もあるが、年一回のセミナーゆえの難しさであろうか。

(松本園子)

各プログラムの状況は、以下のとおりである。  
全体会Ⅰ 保育の専門性を高めるとはどういうことか—スキルや保育姿勢を問う前に  
講師 汐見稔幸(白梅学園大学・短期大学学長)

本講演では、保育の専門性について、教育の思想・歴史を踏まえながら、講師の人間観、保育観

を熱く感じることでできた講演であった。以下では、講師の語りをなるべく活かして報告する。

保育の専門性の一つの中身には、子どもたちが取り組んでいる活動で育てているものを評価できることを含んでいる。同時に、こういう子になってほしい、こういう力を持ってほしいというような、保育者が無意識にでも持っている子ども像についても、その子ども像・人間像が的確か、それをチェックし、議論することが求められているのではないか。

次に、講師の専門である教育哲学から、ルソーの思想を中心に解説された。社会をつくること、その担い手を作ることはセットであり、市民をどのように育てていくのか、そのためにはまず子ども時代になにが必要なのかを議論することが私たちに求められているのである。環境問題、科学技術、経済、政治の課題を自覚的に受けとめる姿勢、それらの課題を真剣に考えられる知性、感性、環境に対する探求心などを育てることについて、議論していくことが求められている。

同時に保育・教育独自の価値にこだわるということをお忘れてはならない。それは人間の本质、人間が育つという本質にこだわるということである。どういう社会になろうと、こういう力は育てなくてはならないというものがある。人間としてどう育てるのか、生きるというのはどういうことかは、とても大事なことである。

倉橋惣三の「生活を生活で生活に」ということばを英語で考えたい。英語ではlifeであり、「命」「人生」「日々の営み」である。平等に与えられた命を充実させながら、命の営みを行う。さまざまな条件のもとでできるだけ輝かせる。失敗し

て、うまくやって、私の命の物語を作ってきました、これが人生。充実させて、輝かせて、エピソードにしていくかどうか、これが日々の営み。平等に与えられた命を、違う条件のもとで輝くようにしていく、自分を自分で育てたいと思っていることを、大人が応援する、それが保育ではないだろうか。

そして今、子どもたちの一人一人の命、充実した生の営みができているか、命の輝きを補償できているのか、その子らしく命を輝かせているかを評価する能力を求められているのである。さらに子どもたちが、将来の主人公になっていることをつなげているかどうかは、各職場で考えていただきたい。私たちの保育をこれらの点から見直すことは、新制度が私たちに投げかけている大きなテーマではないだろうか。

(佐久間路子)

## 全体会Ⅱ 保育新制度～実施を前にして質問に答える～

講師 無藤 隆 (白梅学園大学大学院教授・研究科長)

昨年度セミナーに引き続いての、保育新制度に関する講演であった。受講者からは、事前に質問を受け付け、当日はそれらの質問に対する回答書が配布されると共に、最新情報も交えた解説がなされた。

### ◎新制度の目指すところ

- ①量的拡充：延期された消費増税分とは別の予算が確保されているため、量的拡充は進んでいく予定。現在、待機児童については順調に解消中。保育士不足とあわせて、平成30年度を目途に解消されるのではないかと。
- ②質的改善：消費増税延期によって財源が厳しい(クラス人数の削減、保育者の待遇改善など)。他方、待機児童解消に伴う施設数減も予想される。「質の良い」保育所・幼稚園が残るためにも、「質の改善」が重要となってくる。

### ◎幼稚園／保育所／幼保連携型認定こども園の関係

○「保育」「教育」「学校教育」について、法令上の用語の定義の確認。

○幼児期の「学校教育」とは

・学校教育法第22条：「小学校及び、その後の教育の基礎を培う」こと。

・学校教育とは何か：①カリキュラム ②指導と評価 ③専門性、以上3つの要件を備えていること。

・平成20年改訂「保育所保育指針」の意味

「保育課程」という考え方が入り、「指導と評価」の必要性が明示。→実質的に「学校教育」を意味することに。幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園の保育・教育の在り方が、ほぼ同じになったと言える。

○認定こども園の特徴

・地域包括型の支援→少子化の地域では特に重要  
・教育及び保育を一体的に提供する。幼稚園、保育所にもこのような在り方を望む。

◎「保育(者)の専門性」に関連して

・研修：勤務時間内外の研修、園外・園内研修、教材準備や振り返りも含め、これまで保育士についてはその権利が保障されていなかった(予算として公的に位置づけられてこなかった)。消費増税による予算確保が急がれる。

・評価(特に自己評価)：幼稚園には義務づけがあったが、保育所でも義務付けられることになった。点数をつけるというよりは、保育の総点検と改善計画の立案が重要。

・資格：保育教諭を資格化するかどうか、まだ国としての議論は始まっていない。より資格を高度化させるチャンスであり、保育の社会的認知を高めることにもつながる。

・「見える化」を進めること：日々の保育の内容を保育者同士、子ども、保護者、専門家と共有していくことが重要。その際には、生き生きとした子どもの具体的な姿に加え、遊びの質の違いやその中の学びまで伝えていかななくてはならない。

上記の他、今後の子育て支援に関する話題にも触れた。質疑応答では、①保育所、幼稚園が今後、少子化や待機児童解消の影響で閉園してしまった場合、在園児を守る法律や手立てについて、②インターンシップ制度の確立の遅れや、保育士、保育所の社会的地位の向上に関する見解を求める声などがあった。

(長井覚子)

### 全体会Ⅲ 東日本大震災が保育にもたらしたもの～復興と再生の現実～

講師 磯部裕子 (宮城学院女子大学教授)

藤本由紀子 (東日本大震災みやぎ子ども支援センターコーディネーター)

大原 慎 (東日本大震災みやぎ子ども支援センターセンター長)

東日本大震災から3年8か月が経過した。今、改めて震災時の様子を、宮城県巨理町を事例に映像と共に振り返り、刻々と変化する被災地の状況についてご報告頂いた。またそれぞれの立場から今日までに、その変化にどのように向き合い、復興へと歩み進んでいるのかについてもお話し頂き、見えてきた問題点、課題などについてもご報告頂いた。

まず磯部氏から「3年8か月が経過して、震災のニュースも流れなくなってきた。支援してほしいということではなく、それは明日、先生たちの園でも起こるかもしれないことなので、3年8か月経過した課題を話したい、課題を共有したい」と、この分科会への想いが話された。

大原氏からは「東日本大震災が保育にもたらしたもの」をテーマにご報告頂いた。東日本大震災みやぎ子ども支援センター開設は2011年10月の厚生労働大臣により発表された。岩手・宮城・福島の3県に、東日本震災後の子どもの心のケアの拠点となるセンターとして、恩賜財団母子愛育会へと3県が委託、東日本大震災中央子ども支援センターが開設された。2014年度より拠点を母

子愛育会から宮城県精神医療センター移し、東日本大震災みやぎ子ども支援センターとして、活動を継続中である。現在の子どもの様子は、集中力の低下、退行、分離不安、恐怖過敏、フラッシュバック、解離といった問題もみられる。保育者は、生活の再建、鉢状格差、新システム、気になる子どもへの対応の苦慮、疲弊の蓄積という状況におかれている。家庭が落ち着かない状況の中で、子どもが落ち着くのは難しい。震災の時に泣かなかった子ども達は無理をした分は戻らないといけない。4、5歳の甘えが強い、小学生中学年、高学年、中学生などの思春期の子どもたちが幼い傾向があると考えている。その為、センターでは構造的な遊びの提供「Play make」にも取り組んでいる。「Play make」とはトラウマ心理学者の世界的権威で、精神科医のベッセル・ヴァン・デ・コーク博士の理論を元に、実践的な遊びのプログラムとして構築したもので、安全な環境下で子ども達が主体となって「Play make = 遊びを作る」のである。Play makeを行う際には、感覚が良く、安心出来る大人が側にいること、また安全が確保された環境を整えることが必要になる。また「遊び」は道具があって「遊ぶ」のではなく、「遊び心」があって「遊ぶ」ということを理解することが大切である。プレイメイクは保育にも置き換えられる。例えば「いもむしになってみよう」など子どもにわかりやすい形で遊びを作っていた。保育現場から、「折に触れ、震災の影響を感じさせる子どもがいるものの、この子どもが本来、持っている姿なのか、震災による姿なのか判断に困る保育者が多い」との報告がある。しかし、大きな災害だからといって特別なことをするのではなく、保育の原点を大切にされた保育が行われることが大切であり、普段からそのような意識の元で保育が行われることが最も大切である。

次に藤本氏からは、震災が発生した3月11日の保育現場、海岸から50mに位置していた荒浜保育所、2kmに位置していた吉田保育所、7kmに位置していた巨理保育所、高台に位置していた鹿

島保育所について報告された。藤本氏は当時、巨理保育所の所長であり、次々に判断を求められていた。今、振り返ると安全にというのが自分の判断基準であり、必死であった。震災4日目からすべての保育所が休所となり、保育者は避難所勤務となった。避難所では保育者はなくてはならない存在となった。終了式を行って小学校に送り出したい、子ども達の居場所を確保したいという保育者の熱い思いと本庁の担当者や担当課長の前向きな決断で3月30日、町内で念願だった終了式を行い、4月4日から新年度をスタートさせた(給食も開始)。給食のメニューはご飯、豚汁、果物であった。フルメニューで出せたが、まだおむすびしか食べてない人がいる中、フルメニューで出しているのか、栄養士に葛藤があった。3週間後に通常メニューに戻した。子ども達にとって当たり前前の日常を取り戻したかった。子どもたちにとって必要だったもの。安心できる大人の存在。安心できる環境。当たり前前の日常を取り戻すことであり、イベント的な支援の受け入れは負担に感じる時もあった。子どもたちへの安心安全の保障。子どもたちの大好きな保育者であることである。しかし、保育者自身も被災者であり、保育者たちも悩みながらの3年7か月であったことが報告された。

最後に磯部氏から。復興は何であるのか。建物ができればそれでいいということではない。一人一人が抱える問題もそれぞれである。震災は終わっていない。今、私にできること。保育において「大切にしたいこと」を見失わない。大切にしたいことは同じ。だからこそ私たちこそ、通常の保育を大事にしなければならない。それは丁寧に保育にすることであり、子どもを大事に、生活を大事に、丁寧に保育をする。子どもの笑顔を支えられている。ここにいる先生たちも私たちもいい保育をしようと思う気持ちは一緒である。被災地の問題は私たちの問題である。

多くの感想が挙げられ、盛況の中、全体会を終了した。(林 薫)

## 分科会 I 協同的な学びが生まれる保育

講師 大豆生田啓友(玉川大学教授)  
鈴木眞廣(和光保育園園長)

新制度を目の前にして、あらためて保育の「質」を「協同的な学び」という視点で考えることとした。保育者以外にも小学校教諭、高等学校教諭の参加もあり、乳幼児期からの「学び」の連続性についての関心が窺えた。

大豆生田氏からは、まさに今、新しい時代に合わせて変わっていかねばならない「新」と、変わらず継承していかねばならない「真」(倉橋「保育の新と真」)について触れられ、乳幼児期の子どもが豊かに学ぶ保育のあり方が問われていることについて語られた。また、以下についても紹介、問題提起いただいた。①『幼児期から児童期への教育』(国立教育政策研究所教育課程研究センター)でまとめられた幼児の発達3段階から、「協同的な学び」が小学校における教科学習に引き継がれるということについて。②倉橋惣三の誘導保育論から、子ども自身の興味や関心、自分たちで発展させたいと思うような課題となっているかを保育者が常に問うことについて。③プロジェクト・アプローチの紹介と、そこから見えてくる現代の保育の課題について。④学びの物語としての「ドキュメンテーション」として、「学びの物語」の発信が必要であることについて。

さらに、幼児期後半での子どもの姿が取り上げられることが多いが、乳児期においても、モノとの対話や人との対話において協同していることを改めて確認された。

鈴木氏からは、素材に関わり創り出す喜びや達成感について、お互いが影響し合いながら、楽しいことや面白いことをみんなのこととして見つけていく、豊かな過程について語っていただいた。特に、葉っぱに関する不思議を子どもたちが時間をかけ追求した活動(「葉っぱの研究」)については、年長の子どもたちそれぞれが研究者となって真剣に葉っぱの不思議について地域の資源も取り

入れながら研究し、発見していく喜びについて紹介された。子どもの「あそび」が「学び」へと展開されていく事例に、子どもたちの鼓動や息遣いを感じる時間となった。

参加者からは、「新制度の中の“協同的な学び”の発信があらたなる戦略につながるということが印象深かった」「こんなに大切なことが乳幼児期だけで終わってしまわないように・・・」との感想が寄せられた。また、分科会終了後も多くの方々保育や子どもについて語り合っておられる姿が印象的であった。(源 証香)

#### 分科会Ⅱ メンタルヘルスを中心とした親支援 ～地域における産後メンタルヘルスの援助を中心に～ 講師 西園マーハ文(白梅学園大学教授)

様々な症状をかかえながら子育てをしている人は多い。講師は精神科医であるが、診察室で待っているのではなく、保健センターの医師として、子育てに困難のあるそうした人たちに、精神科の診察を受けるよう、背中を押す側で仕事してきた。その意味で、保育の場で保護者の相談にあたる皆さんと同じ立場であると考え、と自己紹介された。

子どもが寝られないと母も寝られない、このような情景を描いた歌麿の浮世絵がまずスライドで映された。母親の育児の悩みは昔からあり、いまに始まったことではない。しかし、今は子育てが上手ではない母、虐待する母が多いといわれる。子育ての悩みはいっぱいあるが、精神科医から見ると、十把一絡げに扱えぬ多様性をもっている。「うつ病」の場合は、母子分離し赤ちゃんの安全を確保し母親を治療するが、軽いうつの場合は、手助けされながら育児を行うのが母親のためにもよい。育児ノイローゼと一般に呼ばれる「産褥精神病」は、治るが、一時的には危険があり母子分離が必要。摂食障害は、子どもの空腹、満腹が読みとれず、赤ちゃんが泣くとめっちゃめっちゃに食べさせしてしまうなどで、発育障害をおこしてしまう。

「境界性パーソナリティー障害」の場合は、20代になると落ち着くことが多いが、出産により、親などとの人間関係が復活し、また不安定になる。「自己愛性パーソナリティー障害」の場合は、子どもの立場にたえず、例えば子どもを可愛く着かざらせ、自分がほめられるために子を利用する。このように様々で、それぞれに援助が違う。援助がうまくいった事例と、うまくいかなかった事例があげられた。

母親のメンタルヘルス問題にはソーシャルワーカー、精神科医、小児科医など色々な職種がかわり、切り口が異なる。例えば、虐待防止のための母親グループに、二種類の母親が参加していると、望ましくない状況が生まれる。タイプ1の母親は、自分が親から虐待を受けたトラウマがあり、自分も虐待するのではと話す。タイプ2の母親は、そのような経験はなく、ただ自分が虐待するのではないかと心配しているのだが、タイプ1の話を聴きますます怖くなり、うつになる。また、小児科医は、子どもにもっと話しかけなさいと励めますが、うつの母親は叱咤激励されますますます悪くなる。発達障害がすべて母親のせいではないが、母親がうつだと子の発達障害に気づくのが遅れる。

次に「スクリーニング」をめぐる課題がはなされた。英国で使用されているスクリーニング法の日本版であるが、英国では一般医(かかりつけ医)の制度があり、子どもの問題で来院した母親に、母親の問題を発見し、早期に対応することが可能である。日本では、状況がことなるので、乳児健診や新生児訪問で実施される。

うつ症状の産後特有の表われ方、それへの対応についても種々、報告され非常に刺激的な講演であった。

園の保護者の状況にかかわる質疑応答があり、分科会を終了した。(松本)